

令和7年度 第2回名張市障害者施策推進協議会 会議録（概要）

日時：令和8年2月12日（木）

14：00～15：45

場所：名張市防災センター 2階
防災研修室1・2

1.あいさつ

【会長】

本日は、合理的配慮の問題等様々な問題を議論いただく。会議の趣旨に沿わない場合は、後で議事録から削除するので、遠慮なくご発言ください。よろしくお願いします。

【事務局】

- 委嘱状交付（選出団体の役員改選等による委員交代のため）
（任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間）
- 出席・欠席委員の紹介（会場出席12名、リモート出席3名、合計15名で会議成立）
- 会議成立の報告と、傍聴公開（0名）の確認

協議事項の議事進行につきましては、「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例第27条4項」により会長にお願いさせていただきます。

2.議事

（1）小委員会（令和7年10月28日実施）の報告について

【事務局】～ 説明 ～

令和7年10月に合理的配慮小委員会を開催した。主な確認事項は以下の3点。

- ・合理的配慮は困り感の言語化・共有・合意形成・見直しの積み重ねが本質
- ・住まいの確保では保証会社の活用が進み、入居後のフォロー体制と次世代オーナーへの継続的な受け入れ環境づくりが重要
- ・障害者と地域・企業が「交わる機会」を増やすことが理解促進につながる

【会 長】合理的配慮は身近な日常の中で遭遇する課題であり、障害のある人もない人も社会でどう共存するかを考える上で非常に大事な会議だったと思う。

【A委員】学校現場では合理的配慮は以前から求められており、建設的な対話の重要性を改めて実感した。

【B委員】地域で交わる機会を大切にしながら地域活動を進めなければならないと再認識した。また、外国籍の方も含めた避難訓練への参加など、災害時に皆でどう助け合うかを地域で話し合う必要があると学んだ。

【C委員】病院で高齢者が会計機の操作に困っている場面を見た。職員が離れた場所から口頭で説明するだけで対応できておらず、合理的配慮は特別なことではなく、当たり前のことが浸透していないと感じた。

【会 長】多数の対応がある中で一人一人に構ってられないという現実はあるが、それでは合理的配慮はどこかへ行ってしまう。人間同士の譲り合いを目指して合理的配慮の概念ができています。

【副会長】対話の機会を増やし事例を積み重ねることが大切だが、事例が少ないと風土になりにくいいため啓発が必要だと思う。また、目に見えない障害や分かりづらい学習障害等は理解されにくい。なぜできにくいのか、なぜ理解に苦労するのかを学ばないと理解できない。NHKで放送中の、自閉的な発達障害のある裁判官のドラマがあるが、一般的に理解されにくい特性も細かく描かれている。こうしたメディアも活用しながら困り感の理解が広がれば良いと思う。

【D委員】障害者と健常者が交わる機会や参加ハードルを下げる工夫は非常に大切だと思う。本校も特別支援学校として市内小中学校との居住地交流・学校間交流を行っており、学校も子どもたちも学ぶことが多い。市の取り組み姿勢に感謝している。

【会 長】名張市の小中学校での居住地交流は希望者のみとのことだが、将来居住地で生活することを考えると、学校間交流が当たり前になっていいと思う。交わりがないのに理解しろというのは難しいのではないかな。

【E委員】公的施設で会議を開催する際には、会長挨拶の後に施設管理者が災害時の避難説明を行うことを標準化すべきではないか。過去の大きな災害で被害を受けているのは障害者が多く、避難路や避難場所を知っていれば助かるという点は健常者も障害者も同じである。

【会 長】今後の流れとしてお願いしたい。（事務局了承）

【F委員】バス会社として、伊賀営業所では全て車椅子対応バスを整備し、乗務員への対応教育や乗客への協力依頼講習も実施している。また、他地域の営業所では、南海トラフ地震を想定した避難場所の地図への落とし込みや、消防との訓練参加も行っている。乗務員には「何か一つ健常者と違うだけで随分違う」という教育を常に行っている。

【G委員】保健所では自身で申請することが難しい方も来られる。合理的配慮が定着したことで代筆や聞き取りによる手続き対応が当たり前になり、かえって窓口業務がやりやすくなった面がある。

【H委員】ハローワークから障害者を雇用した企業より、合理的配慮の違反かどうかの相談がある。精神障害のある方の遅刻について注意してよいか一人で悩んでいた担当者に、本人との話し合いを促したが難しいとのことだった。こうした場合、第三者が介入することも一つの方法ではないかと思う。

【I 委員】農業分野での障害者雇用はトラブルが少ない。就労前の心構えができており、話し合いによる合意形成が自然にできているからだと感じる。お互いが納得できることで合理的配慮は解消されるのではないかな。この実践が好事例になると思う。

【J 委員】診療の際に合理的配慮をあまり意識していないが、本人や家族から話を聞いて配慮することは当たり前のように行っている。合理的配慮は「特別なこと」ではないと感じている。

（２）障害者差別解消法 合理的配慮に関する報告

【事務局】～ 説明 ～

令和 7 年度下半期の相談事例 5 件を報告。

- （事例 1） 精神・身体障害のある方から、長年の近隣トラブルが解決しないこと、差別解消・合理的配慮の広報周知を求める相談。関係部署（農林・住宅・環境・動物愛護）と連携し対応中。自立支援協議会や伊賀圏域連絡協議会とも連携して啓発活動を推進している。
- （事例 2） 福祉施設職員による不適切なあだ名呼称（虐待の恐れ）。事業所に全職員への共有と虐待防止委員会への報告を指示。現在、当該利用者は安心して通所できている。
- （事例 3） 市窓口職員の対応が不適切との相談。窓口職員の再教育を実施。タクシー券不足・窓口時間短縮の問題は担当部署へ共有した。
- （事例 4） 職場での同僚によるパワハラ疑い。管理者・本人・市職員の 3 者面談を実施し、職場内での相談体制を整備した。
- （事例 5） 就労継続支援事業所での不適切な対応（強制的なサイン要求等）。事業所に「支援方法に関する改善要望書」を提出し訪問指導を実施。相談支援員が継続支援中。

補足： 令和 7 年度の名張市における障害者虐待対応件数は、現時点で約 30 件。虐待に至らない事例も含め、予防的観点から記録・振り返りを実施している。

【E 委員】事例の中には法的根拠に基づくものと感情的なものが混在しており、行政窓口での対応判断が難しい場面がある。ボランティアで 24 時間悩み相談を受けているが、精神障害のある方から同じ内容の相談が繰り返されることがある。行政の場合、一職員がどこまで答えてよいか判断が難しく、専門家（弁護士等）への橋渡しも必要になる場面があると思う。

【会 長】相談する側はとにかく受け止めてもらいたいという思いがある。障害福祉室や地域包括支援センター、自治会など、受け止めてくれる場所を探して相談に来ている。合理的配慮は 1 回で解決する問題ではなく、時間をかけて会う機会・話し合う機会・相談する機会を増やしながら、最終的に 100% を目指していく。

【A 委員】互いに困り感を共有して少しずつ積み重ね、信頼関係を作ることが大事だと思う。事例 4・5 のその後の状況を教えてほしい。

【事務局】事例４は、上司が本人の困りごとを丁寧に聞き取り、職場で悩みを相談できる担当者を決め合意に至った。事例５は、本人から退職の申し出があり、同じ相談支援員が引き続き支援を継続しながら、体調回復後に別事業所への案内を検討している。

【会長】事実関係の確認に固執しすぎると支援が停滞する。市職員は警察権がないので、まず当事者の訴えと困り感を受け止めることからスタートすることが重要である。また、相談支援は過去の確認だけでなく、未来の展望を図るためのものであってほしい。

【Ｃ委員】事例４は支援後のフォローアップ（「その後大丈夫か」の確認）ができているか。また事例１は、互いに納得できているのか気になる。

【事務局】事例４は先日確認し、同僚との関係は現在問題ないとのこと。事例１は相談継続中で、本人への弁護士相談の促しや、近隣住民の安全・気持ちも聞きながら会合を重ねている。

【会長】相談支援はどうしても過去に目を向けがちだが、過去は過ぎ去っている。未来の展望を図るための支援を心がけてほしい。虐待の場合は加害者と被害者になるが、合理的配慮の場合は互いに関わり合いながら相互的に高めていくプロセスが必要である。

【副会長】障害のある人は自尊心が傷つきやすく、レジリエンス（回復力）が弱い場合が多い。まず丁寧に聞いてもらえる場所があることがとても大事である。市の事例対応は丁寧で、関係機関・家族・本人を交えた協議の機会を重ねていることが信頼につながっていると感じた。障害福祉室には引き続き丁寧な対応と啓発活動の継続をお願いしたい。

3. 報告

・名張市障害者就労施設等からの物品等の調達方針について

【事務局】～ 説明 ～

令和７年度の調達実績は物品約１３万円・役務約５７万円。令和８年度の目標額は物品２０万円・役務５０万円とする。市全庁的に情報を共有し、可能な限り障害者就労施設等への発注を推進していく。なかなか実績に結びつかない部分もあるが、全庁的な啓発を継続していく。

4. その他

福祉子ども部長より、関係団体・地域づくり組織・民生委員等と連携しながら福祉施策を推進していく旨の挨拶があり、閉会した。